

5 高 学 援 第 2 1 号
令 和 5 年 8 月 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省高等教育局学生支援課長

藤 吉 尚 之

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

堀 野 晶 三

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

田 中 義 恭

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

神 山 弘

旅客営業規則等に定める通学証明書等の様式変更及び通学定期乗車券の継続発売方法の見直しについて（通知）

このことについて、JRグループ運賃制度担当課長より別添のとおり周知依頼がありましたので、事務担当者及び学生・生徒等へ周知いただくとともに、通学証明書等の発行に際しては、適切に御対応いただくようお願いします。

また、通学証明書等の発行や管理については、厳正な取扱いを行うとともに、適正な使用等について学生・生徒等に対する指導を引き続きよろしくお願いします。

なお、各位におかれましては、所管若しくは所轄の学校、その他の教育機関（専修学校、各種学校等）又は域内の市区町村教育委員会等に対して、このことを周知いただくよう、併せてお願いします。

【本件担当】

文部科学省高等教育局学生支援課厚生係

TEL：03-5253-4111（内線：2522）

E-mail：gakushi@mext.go.jp

※ 周知依頼の内容に関することは、別添に記載の
「4 問い合わせ先」へ直接お問い合わせください。

文部科学省

高等教育局学生支援課長 殿
初等中等教育局初等中等教育企画課長 殿
初等中等教育局参事官（高等学校担当） 殿
総合教育政策局生涯学習推進課長 殿

2023年8月2日
JRグループ
運賃制度担当課長

旅客営業規則等に定める通学証明書等の様式変更及び通学定期乗車券の継続発売方法の見直しについて（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、進級時における通学定期乗車券発行業務の事務手続きの軽減を目的として、2024年4月1日以降通学定期乗車券の継続発売方法の一部見直しを実施いたします。これに加え、性自認の多様性について社会の中で関心が高まっていることを踏まえて、旅客営業規則等に規定する通学証明書等の様式の証明項目について下記のとおり一部改正を行います。

つきましては、貴省関係の各学校に対して、取扱方について周知のご手配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 趣旨

通学証明書等中で、「卒業予定年月日」を証明いただくように証明項目を一部変更いたします。また、性自認の多様性について社会の中で関心が高まっていることを踏まえて、通学証明書から性別欄を削除いたします。

これに伴い、現行、旅客営業規則等において、進級時に通学定期乗車券を継続購入される際には年度初において毎年度証明書類を呈示いただいておりますが、通学証明書等に証明いただいた卒業予定年月日までは通学定期乗車券の継続購入を可能としたいと存じます。

なお、当面の間現行の様式により訂正のうえご利用いただくことも可能といたします。

2 改正様式への記載方法及び取扱内容

別紙をご参照ください。

3 周知をお願いしたい学校

学校教育法第1条（幼稚園を除く。）、第124条及び第134条の規定に基づき設立された学校

4 問い合わせ先

| | 担当部署 | 連絡先 |
|--------|-----------------------------------|--------------|
| JR 北海道 | 営業部 運賃・制度グループ | 011-700-5774 |
| JR 東日本 | 鉄道事業本部モビリティ・サービス部門 運賃・運輸収入ユニット | 03-5334-1017 |
| JR 東海 | 営業本部（運賃・制度） | 03-6711-9645 |
| JR 西日本 | 営業本部（運賃・制度） | 06-6376-3181 |
| JR 四国 | 営業部業務課（運賃・制度） | 087-825-1636 |
| JR 九州 | 営業部営業課（運賃制度・商品） | 092-474-0278 |

以上

通学証明書等の様式変更及び通学定期乗車券の継続発売方法の見直しについて

1 通学証明書等の様式変更等について

- (1) 各指定学校の代表者が発行する通学証明書の様式を一部変更いたします。また、通学定期乗車券購入兼用証明書については、一部の記載欄について現行の証明事項とは別の証明事項を記載いただくこととなります。これに伴い、第3項以下でお示しする取扱い見直しを実施いたします。証明されている卒業予定年月日に従って係員が通学定期乗車券に在学期間の設定を行います。
- (2) 近年、性自認の多様性について社会の中で関心が高まっていることを踏まえて、通学証明書から「性別」欄を削除いたします。
- (3) なお、第4項にお示しする各社の取扱い見直し時期に関わらず、通学証明書等の様式変更は2024年4月1日からの実施にご協力賜りますようお願いいたします。
- (4) 変更の具体的な内容通学証明書及び通学定期乗車券購入兼用証明書の様式について、次のとおり様式やその証明内容の一部変更をお願いいたします。

① 通学証明書

ア 「通学証明書の有効期限」欄を「卒業予定年月日」欄に改正します。本欄に学生、生徒、児童（以下、「学生等の皆さま」と言います。）の卒業予定年月日を証明いただくようお願いいたします。あわせて、欄外第1項の文言を一部改正します。

イ 「性別」欄を削除いたします。あわせて、欄外第2項の文言を一部修正します。

| No. _____ | | 通学証明書 | |
|--|--------------------|---------|-----|
| 学校種別 又は指定番号 | 区分 | | |
| 通学者の 氏名・年齢 | (歳) | | |
| 通学者の居住地 | 電話 (_____) | | |
| 部科及び学年 | 部 | | |
| 証明書番号 | | | |
| 通学区間 | | | |
| 通学定期乗車券の有効期間 | | | |
| ※通学定期乗車券の使用開始日 | | | |
| 卒業予定年月日 | 年 月 日まで | | |
| 証 明 書 | _____年____月____日発行 | 代表者 | 職 印 |
| 学校所在地 | _____ | | |
| 学校名 | _____ | | |
| 明 学校代表者氏名 | _____ | | |
| 1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 | | | |
| 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 | | | |
| 3 この証明書の※印の欄は、通学者が記入してください。 | | | |
| 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。 | | | |
| 下欄には、記入しないでください。 | | | |
| 年 月 日まで | | | |
| (発行駅) | (乗車券番号) | (発行年月日) | |
| (基本運賃) | (発売運賃) | (差額運賃) | |

「通学者の氏名・年齢及び性別」欄から「性別」欄を削除します。

【例：2024年4月入学の高校1年生】
卒業予定年月日欄に「2027年3月31日まで」と証明

別紙

② 通学定期乗車券購入兼用証明書

「年 月 日まで有効」欄（通学定期乗車券発行控の左上）において、学生等の皆さまの卒業予定年月日を証明いただくようお願いいたします。

【例：2024年4月入学の高校1年生】

本欄に「2027年3月31日まで有効」と証明

| 年 月 日まで有効 | | 通学区間 | | 間 | |
|------------|------|------|-----|---|--|
| 通学定期乗車券発行控 | | | | | |
| 発行年月日 | 有効期間 | 発行駅 | 記 事 | | |
| | 箇月 | | | | |
| | 箇月 | | | | |
| | 箇月 | | | | |
| | 箇月 | | | | |
| | 箇月 | | | | |
| | 箇月 | | | | |
| | 箇月 | | | | |
| | 箇月 | | | | |

証明書 No. _____

下記の者は、当校 所属 部 (科) _____
_____ の学生 (生徒) 学年第 学年 (年度生)
であることを証明する。 氏名 _____ (才)
生年月日 年 月 日生
住所 _____
年 月 日発行

写真 契印

発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 _____ 代表者 職 印 _____

2 通学証明書等の様式変更にあたりご留意いただきたいこと

- (1) 高等専門学校は、第3学年終期において割引区分が変わるため、在学期間が入学時には3年（高校に相当）、第4学年からは2年（大学に相当）とご証明いただく必要がございます。その他在学中に割引区分が変わる学校でも同様です。
- (2) 次の場合には、通学証明書の証明事項が変更となるため、通学定期乗車券の継続購入ができません。指定学校の代表者から新たに通学証明書等を発行いただき、通学定期乗車券を新規購入する必要があります。
 - ① 在学期間が変更となる場合
一般的な修業年限を超えた場合、入学時にご証明いただいた在学期間を超えることとなるため、在学期間を「1年」に限定のうえ、1年毎に当該年度末日を「卒業予定年月日」としてご証明をしていただきます。
 - ② 通学区間が変更となる場合
ご自宅の引っ越し等の理由により通学区間が変更となる場合は、再度、通学証明書を作成いただき、学生等の皆さまの卒業予定年月日をご証明いただきます。
- (3) 卒業や退学等、通学定期乗車券の使用資格を失った場合、通学定期乗車券を使用することはできませんが、使用資格を失った場合は通学定期乗車券の払いもどしを受ける必要があります。また、学生等の皆さまが通学定期乗車券を不正に利用した場合は、本人に対し不正した場合に収受する運賃を請求いたします。加えて、学生等の皆さまに対して不正に通学証明書を発行した場合等、事象によっては在籍する学校に対して「学校及び救護施設指定取扱規則」第36条に規定する各措置を行うこととなります。
- (4) 通学証明書等は、今回の変更点を含めて、旅客営業規則に定められた様式をご使用いただくように

別紙

お願い申し上げます。通学定期乗車券の新規購入時に提出いただいた通学証明書等に職印押印がない等の不備があると認められる場合は、その場での通学定期乗車券の発行を承れない場合があります。

(参考) 学校及び救護施設指定取扱規則

第 36 条 (旅客運賃割引証・通学証明書等の不正発行等に対する取扱い)

旅客規則第 29 条及び同第 31 条の規定による旅客運賃割引証並びに旅客規則第 36 条の規定による通学証明書又は旅客規則第 170 条の規定による証明書を、発行者が使用資格者以外の者又は旅客規則第 24 条の規定により割引乗車券類の発売を停止された者に対して発行したとき若しくはその他正規に反する取扱いを認めたときは、当社はその学校又は施設に対して次の各号に定める措置を行うことがある。

- (1) 当該学校が第 2 条第 1 項第 1 号本文に規定する学校の場合は、当社が定める相当の期間、指定学校として取り扱わない。
- (2) 当該学校又は施設が第 5 条本文又は第 24 条第 1 項の規定により、当社の指定を受けた学校又は施設である場合は、この指定を取り消すことがある。
- (3) 前各号によるほか、当該学校又は施設に対して、旅客規則第 264 条及び同第 265 条の規定により收受する旅客運賃及び増運賃を收受することがある。

3 通学定期乗車券の継続発売時の取扱い見直しにあたって

JR 各社は、次項の取扱開始時期から通学定期乗車券の継続発売方法を見直します。

通学定期乗車券の購入については、通学証明書の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書を呈示いただきそれを発売しておりますが、当該証明書の確認について定期乗車券の購入が集中する時期には、ご利用いただく学生等の皆さまにお待ちいただくことがございます。今般、資格確認の回数を見直すことで、学生等の皆さまの通学定期券購入の利便性向上を図ってまいりたいと存じます。

なお、通学定期乗車券は、学生等の皆さまの適切な利用を前提に設定しているものであります。不適切なご利用があると通学定期乗車券制度そのものの継続も困難なものとなってまいります。通学に伴う鉄道運賃の負担軽減という設定の趣旨に鑑み、これからも学生等の皆さまへの適切なご指導をお願い申し上げます。

見直しの具体的な内容につきましては以下のとおりです。

4 取扱開始時期及び取扱対象

(1) JR 北海道

- ① 磁気定期乗車券は 2024 年 4 月 1 日から取扱いを開始します。
- ② Kitaca 定期乗車券は 2025 年 4 月 1 日からの取扱いの開始を予定しています。
- ③ 取扱対象は、JR 北海道が発行する磁気定期乗車券及び Kitaca 定期乗車券です。道南いさりび鉄道が発行する連絡定期乗車券は除きます。

(2) JR 東日本

- ① 2024 年 4 月 1 日から取扱いを開始します。
- ② 取扱対象は、JR 東日本が発行する磁気定期乗車券、Suica 定期乗車券及びモバイル Suica 定期乗車券です。JR 東日本が発行する連絡定期乗車券を含みます。

(3) JR 東海

別紙

JR 東海が発行する磁気定期乗車券及び TOICA 定期乗車券は、2024 年下期以降、準備でき次第取扱いを開始します。

(4) JR 西日本

- ① モバイル ICOCA 定期乗車券は 2024 年 4 月 1 日から取扱いを開始します。
- ② ①以外の JR 西日本が発行する磁気定期乗車券及び ICOCA 定期乗車券は、2024 年下期以降、準備でき次第取扱いを開始します。

(5) JR 四国

JR 四国が発行する磁気定期乗車券（連絡定期乗車券を含みます）は 2024 年 4 月 1 日から取扱いを開始します。

(6) JR 九州

現在のところ、磁気定期乗車券及び SUGOCA 定期乗車券共に取扱開始時期は未定です。

5 具体的な取扱（見直し）内容

(1) 現行の取扱い

- ① 通学定期乗車券は、通学証明書の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書を呈示いただいた際に発売いたします。【原則的な取扱い】
- ② ①に関わらず、旧通学定期乗車券の有効開始日が同一年度内であり、かつ、継続発売する場合に限り、通学証明書の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書の呈示を省略して発売しています。
- ③ ②の場合であっても、通学定期乗車券の有効期間が年度をまたがり、その有効期間が学年の終期（3月31日）以後1ヵ月（4月30日）を超える場合は、通学証明書の「提出」によるほか、通学定期乗車券購入兼用証明書又は指定学校の代表者が発行した証明書による「在学確認」及び旧通学定期乗車券の呈示（IC）・提出（磁気券）により通学定期乗車券を発売いたします。
- ④ 有効期間開始日が学年の始期（4月1日）以降となる、進級後最初の通学定期乗車券の購入申込みに対しては、通学証明書の「提出」によるほか、通学定期乗車券購入兼用証明書又は指定学校の代表者が発行した証明書による「在学確認」及び旧通学定期乗車券の呈示（IC）・提出（磁気券）により通学定期乗車券を発売いたします。

※ ②から④は現行実施している緩和措置です。なお、前項に記載する各社の取扱開始時期まで、引き続き現行の緩和措置を実施いたします。

※ いずれの場合も、同一の割引区分による継続発売のケースに限り取り扱います。（例：高校1年生から高校2年生に進級するとき）

割引区分の変更（例：中学から高校）を伴うときは、中高一貫教育等、学校所在地の変更を伴わない場合であっても、①により取り扱います。

(2) 見直し後の取扱い

前号③、④について見直しを行います。通学定期乗車券の新規発売に際して、係員が「在学期間」をあらかじめ設定することによって、進級時の証明書類の回収・確認を省略し、取扱いを簡素化いたします。

(3) 取扱い見直し後の通学定期乗車券購入フロー

① 新規購入

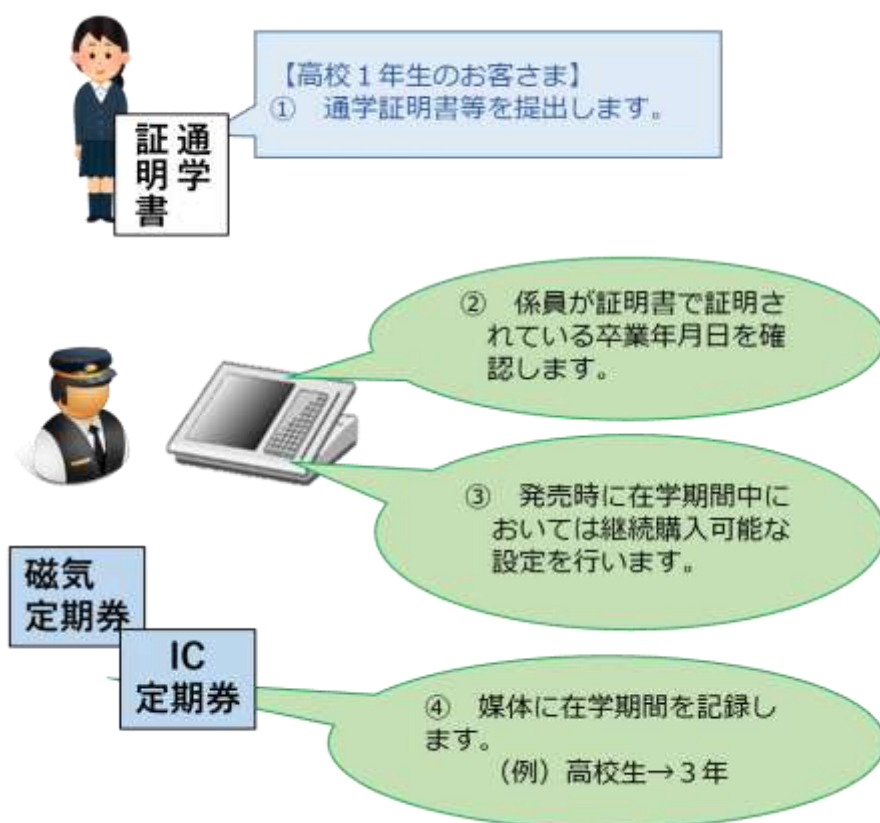
例：2024年4月入学の高校1年生

別紙

- ア 学生等の皆さまに通学証明書を提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書を呈示いただきます。
- イ 係員が証明書類中の「卒業予定年月日」の欄を確認します。
- ウ 係員が在学期間中において継続購入可能な設定を行います。
- エ 定期券情報に在学期間を記録します。

【Point】

- ・ 現状と比べて学生等の皆さまの負担が増えるものではありません。
- ・ 通学証明書等記載の卒業予定年月日に従って、係員が通学定期券を継続購入できる期間を設定します。



② 継続購入

- ア 学生等の皆さまが、指定席券売機において通学定期乗車券の継続購入操作を行います。
- イ 通学定期乗車券に記録されている「在学期間」と継続購入する通学定期乗車券の有効期間を比較し、システム上で発売可否を判定します。
- ウ 記録されている在学期間内であれば、引き続き通学定期乗車券をご購入いただけます。
 - ※ 有人窓口での継続購入についても、係員が通学定期乗車券の記録を確認し、在学期間内であれば引き続き通学定期乗車券をお買い求めいただけます。

【Point】

- ・進級時や年度初に実施している、通学証明書類や学生証等の確認は不要といたします。
- ・在学期間中であれば、券売機で通学定期乗車券を継続購入いただけます。
- ・卒業予定年度の年度末まで継続購入が可能です。



今回の見直しにより、通学定期乗車券をご利用いただくにあたっての資格確認手続きの回数が減少いたします。学生等の皆さまが、年度末や年度初の定期乗車券のお求めが集中する時期に、資格確認のために駅でお待ちいただく時間を短縮するとともに、指定学校さまの事務負担の軽減等を図りたいと考えております。つきましては、第2項に記載しております、様式の変更等にご協力賜りますようお願い申し上げます。

別紙

6 その他

旅客営業規則上で様式の改正を行った後でも、各学校が通学証明書等の様式変更を完了するまでの過渡期においては、現行の通学証明書の様式を、引き続き有効なものとしてお取扱いいたします。この間に、現行の様式を引き続き使用する場合は、第1項に記載している「卒業予定年月日」の証明をしていただくことで、様式変更後と同様のお取扱いを実施するという過渡的措置を講じる予定です。

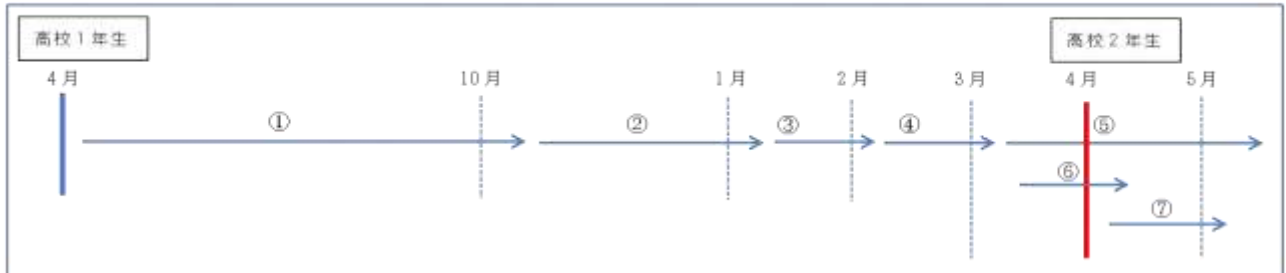
以 上

別紙

(参考) 通学定期乗車券発売時の具体例

購入に必要な書類
 (A) 通学証明書
 (B) 通学定期乗車券購入兼用証明書
 (C) 指定学校の代表者が発行した証明書
 (有効期間の記載があるもの)

通学定期乗車券の購入時の具体例 (高校1年から2年に進級するケース)



| | 購入期間 | 購入に必要な書類 | |
|---|----------------|------------------------------|--------------------|
| | | 現行 | 見直し後 |
| ①【新規】 | 4/6～10/5(6ヵ月) | (A)の『提出』or(B)の『呈示』 | (A)の『提出』or(B)の『呈示』 |
| ②【継続】 | 10/6～1/5(3ヵ月) | 不要 | 不要 |
| ③【継続】 | 1/6～2/5(1ヵ月) | 不要 | 不要 |
| ④【継続】 | 2/6～3/5(1ヵ月) | 不要 | 不要 |
| ⑤【継続】 年度またがり(1ヵ月超) | 3/6～6/5(3ヵ月) | (A)の『回収』or(B) or(C)による『在学確認』 | 不要 |
| ⑥【継続】 年度またがり(1ヵ月未満) | 3/10～4/10(1ヵ月) | 不要 | 不要 |
| ⑦【継続】 新年度最初の購入 ⑤⑥の有効期間経過後の継続 購入も同様 | 4/4～5/3(1ヵ月) | (A)の『回収』or(B) or(C)による『在学確認』 | 不要 |

※【不要】…旧通学定期乗車券の呈示 (I C)・提出 (磁気券) が必要です。